⑤第三号加入者であるもの（令第36条第５号に該当する者）

掛金額区分（平均月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	人数計
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～22,999円						
23,000円						
人数計						

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の加入者期間月数で除した数とすること。

３．②については、個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の総額を記載すること。

24. 個人別管理資産等の移受換状況

(1) 個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済
A実施事業所				
B実施事業所				
C実施事業所				
・ ・ ・				
個人型ａプラン				
個人型ｂプラン				
個人型ｃプラン				
・ ・ ・				

（備考）事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

(2) 他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型年金	個人型年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他（自社退職金等）
A実施事業所							
B実施事業所							
C実施事業所							
・ ・ ・							
個人型ａプラン							
個人型ｂプラン							
個人型ｃプラン							
・ ・ ・							

（備考）事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

附　則

（施行期日）

第１条　この命令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）附則第１条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月１日）から施行する。

（経過措置）

第２条　この命令による改正後の確定拠出年金運営管理機関に関する命令（次条及び附則第四条において「新令」という。）様式第七号は、この命令の施行の日（以下この条、次条及び附則第四条において「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

第３条　施行日前に確定拠出年金法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の確定拠出年金法（次条において「改正前確定拠出年金法」という。）第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第二項の規定により個人別管理資産が移換された者に通知した内容を記録した書面を有する場合における新令第十一条第一項第四号の規定の適用については、同号中「書面」とあるのは、「書面（確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）附則第１条第四号に掲げる規定の施行の日前に同法第三条の規定による改正前の法第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第二項の規定により個人別管理資産が移換された者に通知した内容を記録した書面を有する場合にあっては、当該書面を含む。）」とする。

第４条　施行日前に納付されることとされている改正前確定拠出年金法第三条第三項第七号に規定する事業主掛金、同項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金及び改正前確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金に係る運用の方法の除外を行った場合における新令第十一条第二項第三号の規定の適用については、同号中「書面」とあるのは、「書面（確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）附則第１条第四号に掲げる規定の施行の日前に納付されることとされている改正前確定拠出年金法第三条の規定による改正前の法（以下この号において「改正前確定拠出年金法」という。）第三条第三項第七号に規定する事業主掛金、同項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金及び改正前確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金に係る運用の方法の除外を行った場合にあっては、当該除外した運用の方法を選択して運用の指図を行っていた加入者等の同意を得たことについての書面を含む。）」とする。